

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第29号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前			
(確認申請手数料等の免除又は減額)		(確認申請手数料等の免除又は減額)			
第7条 略		第7条 略			
2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項に規定する手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項、 <u>562の項から570の項まで、575の項及び576の項</u> に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあってはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあってはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。		2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料（構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。）並びに513の項、514の項及び <u>562の項から570の項までに規定する手数料</u> については、第1号に掲げるものにあってはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあってはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。			
(1)～(6) 略		(1)～(6) 略			
3 略		3 略			
(定期報告をする特殊建築物の指定等)		(定期報告をする特殊建築物の指定等)			
第16条 略		第16条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の規模が(い)欄の当該各項に該当するものとし、施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、(う)欄に掲げる時期とする。			
(あ) 用途	(い) 規模	(う) 報告の時期	(あ) 用途	(い) 規模	(う) 報告の時期
1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以	毎年7月1日から9月30日まで	1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル（屋外観覧席にあって	毎年7月1日から9月30日まで

	<u>上のもの</u>		<u>は1, 000平方メートル</u> <u>以上のもの</u>	
	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1, 500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する客席部分の床面積の合計が200平方メートル(屋外観覧席にあっては1, 000平方メートル)以上のもの</u>	<u>昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで</u>		
2	百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1, 500平方メートル以上のもの</u>	<u>毎年7月1日から9月30日まで</u>	2 <u>百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗</u>
		<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1, 500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上のもの</u>	<u>昭和48年を始期とし、2年ごとの7月1日から9月30日まで</u>	<u>地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上のもの</u>
3	ホテル又は旅館	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は</u>	<u>毎年7月1日から9月30日まで</u>	3 <u>ホテル又は旅館</u>

	<p><u>3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満のもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの</u></p>			<p><u>分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの</u></p>
4	病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）又は児童福祉施設等（入所施設を有するものに限る。）	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの</u>	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの
5	公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u>	昭和48年を始期とし、2年ごとの9月1日から11月30日まで	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
6	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に</u>	昭和48年を始期とし、3年ごとの9月1日から	地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用

	場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	<u>11月30日まで</u>		場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	<u>6月30日まで</u>
7	寄宿舎	<u>地階に当該用途に供する居室部分があるもの、3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの</u>	昭和48年を始期とし、3年ごとの <u>9月1日</u> から <u>11月30日</u> まで	7	寄宿舎	<u>地階若しくは3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のもの</u>	昭和48年を始期とし、3年ごとの <u>4月1日</u> から <u>6月30日</u> まで

2・3 略

(建築設備等の定期報告)

第18条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 前条第1項の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間

(2) 前条第2項の建築設備 每年7月1日から11月30日まで（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）第1に規定する検査の項目については、昭和48年を始期とし、3年ごとの7月1日から11月30日まで）

(3) 前条第3項の昇降機等 每年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあっては毎年4月1日から5月31日まで）

2・3 略

(建築設備等の定期報告)

第18条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第1項の昇降機にあっては当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間とし、前条第2項の建築設備にあっては毎年4月1日から11月30日までとし、同条第3項の昇降機等にあっては毎年2月1日から3月31日まで（ウォータースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあっては毎年4月1日から5月31日まで）とする。

ースライド（同項第2号に掲げる遊戯施設のうち、水を流した水路を人が直接滑走するものをいう。）にあっては毎年4月1日から5月31日まで）

2～5 略

(道路の工事の完了及び指定)

第20条 略

2・3 略

4 施行規則第10条第3項に規定する申請者に対する通知は、前条の道路位置指定（変更・廃止）申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものを受け付して行うものとする。

(道の指定)

第27条 法第42条第2項の規定により平成22年3月31日までに知事が指定した道は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(公示)

第29条 略

(1)～(3) 略

(4)～(19) 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2～5 略

(道路の工事の完了及び指定)

第20条 略

2・3 略

4 施行規則第10条に規定する申請者に対する通知は、前条の道路位置指定（変更・廃止）申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものを受け付して行うものとする。

(道の指定)

第27条 法第42条第2項の規定により知事が指定する道は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(公示)

第29条 知事は、法及び施行規則に定めがあるものを除くほか、次に掲げる場合には、これを公示するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第42条第1項第4号の道路を指定したとき。

(5) 法第42条第3項の水平距離を指定したとき。

(6) 法第42条第4項の道を指定したとき。

(7)～(22) 略